

障害者福祉サービス事業者運営指導 主な指摘事項
〔計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援〕

1. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程	①運営規程に定める必要がある事項が定められていなかった。 ②運営規程に規定されている従業員の員数が、実態と異なっていた。	①条例で規定する運営規程項目についてはもれなく規定してください。 ・事業の目的及び運営の方針 ・職員の職種、員数および職務内容 ・営業日および営業時間 ・居宅介護支援の提供方法、内容および利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・虐待の防止のための措置に関する事項 ・その他運営に関する重要事項 ②従業員の員数について、実態と齟齬が生じないように規定してください。 ※従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、基準を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えありません。
重要事項説明書	重要事項説明書について、記載すべき項目に不備があった。	基準省令の解釈通知で例示されている項目（運営規程の概要、従業員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制等）については必ず記載してください。
サービス等利用計画	①作成又は変更時にアセスメントを実施したことが確認できなかった。 ②アセスメントが利用者の居宅で実施されたか確認できなかった。	①計画の作成に当たっては、利用者の状況の把握・分析を通じ、解決すべき問題状況を明らかにする必要があります。実施した際には、実施日、内容等を記録してください。 また、計画を更新又は変更する際もアセスメントを実施し、記録を残してください。 ②アセスメントやモニタリングについては、原則として利用者の居宅等に訪問して実施し、その旨を記録してください。

項目	事業所の状況	指導内容
	③サービス担当者会議に出席できない事業者から計画案に対する意見を聴取していなかった。 ④作成したサービス等利用計画をサービス事業者に交付していなかった。 ⑤モニタリングを実施していなかった。	③サービス担当者会議に出席できない事業者からも計画案に対する意見を求め、記録してください。 ④作成したサービス等利用計画はすべてのサービス事業者に交付してください。 ⑤モニタリングは利用者と面接し、目標の達成度を評価し、記録してください。
業務継続計画	業務継続計画が策定されていなかった。	①業務継続計画（非常災害、感染症）を策定するとともに従業員に周知してください。 ②定期的に見直しを行い、必要に応じて計画を変更してください。 ※未策定の場合は、令和7年4月より業務継続計画未策定減算が適用されます。
サービスの提供の記録 (地域移行・定着)	サービスの提供の記録が作成されていなかった。	サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項をサービスの提供の都度記録し、利用者の確認を受けてください。
計画相談支援給付費の額の通知	利用者に対し、計画相談支援給付費の額を通知していなかった。	法定代理受領により計画相談支援給付費の支給を受けた際は、利用者へ通知してください。
継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）費	継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）費を誤って加算していた。	同一の月において、同一の利用者（障害児の保護者）に対して継続サービス利用支援（障害児支援利用援助）を行った後にサービス利用支援（障害児支援利用援助）を行った場合に、サービス利用支援（障害児支援利用援助）費のみ算定すべきところ継続サービス利用支援（継続障害児支援利用援助）費を加えて算定していました。適切に算定してください。
勤務体制の確保	ハラスメント防止のための必要な措置が講じられていなかった。	ハラスメント防止のための方針の明確化及び相談体制の整備等必要な措置を講じてください。

項目	事業所の状況	指導内容
虐待の防止	虐待の発生又は虐待の再発を防止するために必要な措置が実施されていなかった	①虐待防止委員会は定期的（年1回以上）に開催してください。 ②虐待の防止のための研修を定期的（年1回以上及び新規採用時）に実施してください。 ③虐待防止のための担当者を配置してください。 なお、令和6年度より①～③の措置を講じていない場合、虐待防止措置未実施減算が適用されますので留意してください。
衛生管理	感染症の予防及びまん延の防止のために必要な措置が実施されていなかった	①感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を、おおむね6月に1回以上開催してください。 ②感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備してください。 ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施してください。

2. 報酬に関する事項

項目	事業所の状況	指導内容
医療・保育・教育 機関等連携加算	関係機関の職員と面談 及び情報提供を受けた内 容の記録がなかった。	関係機関の職員と面談を行い、情報の 提供を受けた場合には、相手や面談日時 その内容の要旨及びサービス等利用計画 に反映されるべき内容に関する記録を作 成してください。
サービス提供時モ ニタリング加算	算定に必要な記録が不 十分だった。	サービス提供時のモニタリングの実施 に当たっては、次のような事項を確認 し、記録してください。 ①事業所等におけるサービスの提供状況 ②サービス提供時の利用者、障害児等の 状況 ③その他必要な事項
主任相談支援専門 員配置加算	体制が整備されている 旨を事業所に掲示すると ともに、公表していなか った。	研修を修了した主任相談支援専門員を 配置している旨を市へ届け出るととも に、体制が整備されている旨を事業所に 掲示するとともに公表してください。
行動障害支援体制 加算・精神障害者 支援体制加算	基準どおり算定されてい なかった。	体制が整備されている旨を公表してくだ さい。